

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止等の取扱い

児童生徒の出席停止については以下のようになります。

以下の場合以外に保健所や医療機関（以下、「保健所等」という。）の指示（自宅待機期間など）がある場合は、学校へご相談ください。

今後の感染状況に応じ、変更される場合があります。

状況	児童生徒本人	同居している家族等
感染が判明した (陽性となった)	保健所の指示の期間 「出席停止」となります	児童生徒が濃厚接触者となる ことが想定されます。登校は 保健所等の指示に従います
濃厚接触者に特定された	保健所の指示の期間 「出席停止」となります	「出席停止」とすること ができます (同居家族の検査結果が陰性 であれば登校可)
発熱などの症状があり、医療 機関を受診し、PCR検査等 を受ける	「出席停止」となります 検査結果が陰性で、症状がお さまっていれば登校可	「出席停止」となります 同居家族の検査結果が陰性で 児童生徒本人に症状がなけれ ば登校可
濃厚接触者ではないがPCR 検査等を受ける (入院や手術のための検査、 職場の一斉検査等)	結果が判明するまで 「出席停止」とすること ができます	登校は可能です
発熱等の風邪症状があり、感 染予防で欠席する	「出席停止」とすること ができます	「出席停止」とすること ができます
症状等はないが感染不安で欠 席する	「出席停止」とすること ができます	「出席停止」とすること ができます
海外から帰国し、2週間の自 宅等での待機を要請された	「出席停止」となります その後健康状態に問題がなけ れば登校可	児童生徒本人との間で適切な 感染防止策が行われている場 合は登校は可能です

<参考>

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

【学校保健安全法第19条、令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡より】